

事 業 主 殿

日光労働基準協会長

化学物質管理者講習(製造事業場以外)開催について

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、令和 6 年 4 月 1 日より、リスクアセスメント対象化学物質を製造、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者(安衛則第 12 条の 5)を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させることが義務化されております。

この化学物質管理者の選任要件として、リスクアセスメント対象化学物質の製造事業場では、「化学物質管理者講習」を修了した者、あるいはそれと同等以上の能力を有すると認められる者、取扱事業場では、職務を担当するために必要な能力を有すると認められる者、あるいは化学物質管理者に準ずる講習を受講している者とされています。

そこで当協会では、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場における化学物質管理者の選任要件を満たす「化学物質管理者選任時講習(1日講習)」を下記のように開催することとしました。

化学物質管理者の選任が必要となる事業場様の受講申し込みをお待ちしております。

記

1. 日 時 令和 7 年 12 月 17 日(水)

受付：午前 8 時 50 分

開講：午前 9 時 00 分

2. 会 場 日光公民館・視聴覚室(日光市御幸町 4-1 電話 0288-53-3700)

3. 受講料 会員事業場 12,000 円(テキスト代、税込)

非会員事業場 14,000 円(テキスト代、税込)

〔登録番号(インボイス) T1700150019363〕10%税率対象

4. 申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、メール又は FAX でお申し込み下さい。

(mail 可: ima.3062@proof.ocn.ne.jp / fax 可: 0288-21-4047)

受付後に FAX 又は mail で受講票を発行します。持参も受付可能です。

5. 申込先 【持参先】日光労働基準協会(日光市今市 306-2 電話 0288-21-2047)

【振込先】足利銀行今市支店 普通預金 119490 日光労働基準協会宛

6. 定員・締切日 24 名定員 令和 7 年 12 月 5 日(金)締切り

但し、催行人数に達しない場合は、中止となる場合もございます。また定員に到達次第受付は締め切りますのでご了承下さい。

7. その他 (1) 全教育を修了した方には、修了証を交付いたします。

(2) 受講票、筆記用具、昼食及び飲料水を持参してください。(ゴミは各自持ち帰り)

(3) 締切日以降のキャンセルは、準備の都合上致しかねます。

化学物質管理者講習受講申込書〈兼 受講者台帳〉

(令和7年12月17日)

日光労働基準協会が開催する「化学物質管理者講習」に、下記の者を受講させたく
申込致します。

※協会記入欄

※修了 証番号	※受講 番号	フリガナ 氏 名		生 年 月 日
		職 名		昭・平 年 月 日生(才)
		住 所	〒	
		フリガナ 氏 名		生 年 月 日
		職 名		昭・平 年 月 日生(才)
		住 所	〒	
		フリガナ 氏 名		生 年 月 日
		職 名		昭・平 年 月 日生(才)
		住 所	〒	

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

※申込書については、台帳保存及び修了証交付のため楷書でフリガナまで記入して下さい。

※締切日以降のキャンセルは、準備の都合上ご返金致しかねますのでご了承下さい。

事業所所在地 〒

事業所名

代表者氏名

担当者氏名

TEL

FAX

Mail

※

会 員

非会員

申込先FAX番号 : 0288-21-4047

新たな化学物質規制が導入されます

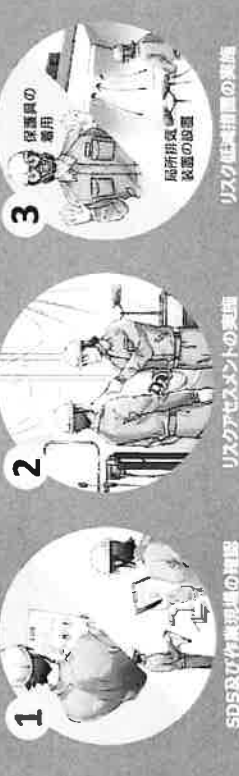
労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

- POINT 1** ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1
- POINT 2** リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2
- POINT 3** 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3
- POINT 4** 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理責任者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

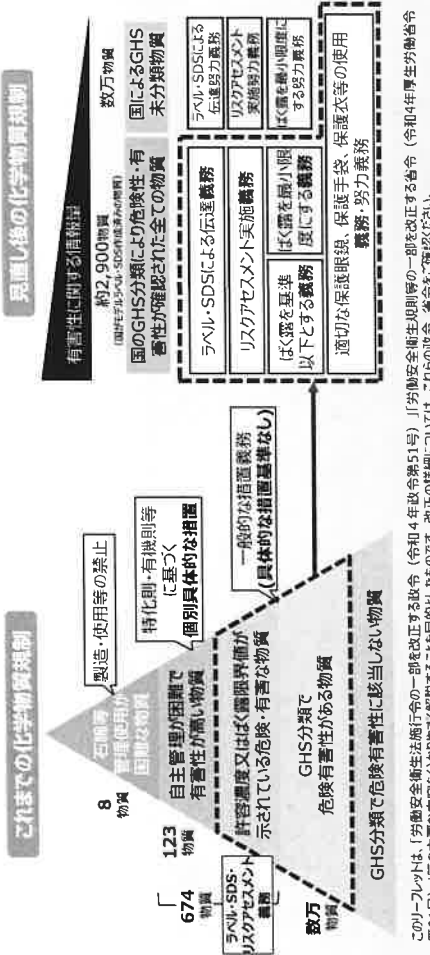
※1……旧によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が対象（化学物質管理責任者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）
 ※2……厚生労働省が定める濃度（濃度基準値設定物質）が対象
 ※3……化学物質の製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



このリーフレットは、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これら5の政令、省令をご確認ください。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前	改正後（順次追加後）
674物質	国がGHS分類済 約2900物質 + 以降新に分類する物質

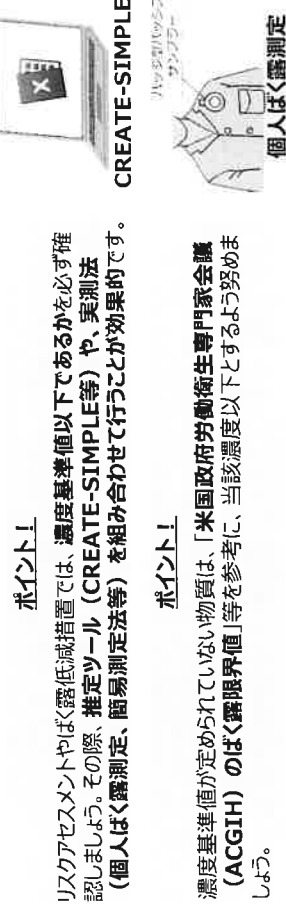
ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物質）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年度中改正・R6年4月施行	R4年度中改正・R7年4月施行予定	R5年度中改正・R8年4月施行予定
左記以外中改正・R6年4月施行 左記以外中改正・R7年4月施行 左記以外中改正・R8年4月施行 左記以外中改正・R9年4月施行 左記以外中改正・R10年4月施行 左記以外中改正・R11年4月施行 左記以外中改正・R12年4月施行 左記以外中改正・R13年4月施行 左記以外中改正・R14年4月施行 左記以外中改正・R15年4月施行 左記以外中改正・R16年4月施行 左記以外中改正・R17年4月施行 左記以外中改正・R18年4月施行 左記以外中改正・R19年4月施行 左記以外中改正・R20年4月施行 左記以外中改正・R21年4月施行 左記以外中改正・R22年4月施行 左記以外中改正・R23年4月施行 左記以外中改正・R24年4月施行 左記以外中改正・R25年4月施行 左記以外中改正・R26年4月施行 左記以外中改正・R27年4月施行 左記以外中改正・R28年4月施行 左記以外中改正・R29年4月施行 左記以外中改正・R30年4月施行 左記以外中改正・R31年4月施行 左記以外中改正・R32年4月施行 左記以外中改正・R33年4月施行 左記以外中改正・R34年4月施行 左記以外中改正・R35年4月施行 左記以外中改正・R36年4月施行 左記以外中改正・R37年4月施行 左記以外中改正・R38年4月施行 左記以外中改正・R39年4月施行 左記以外中改正・R40年4月施行 左記以外中改正・R41年4月施行 左記以外中改正・R42年4月施行 左記以外中改正・R43年4月施行 左記以外中改正・R44年4月施行 左記以外中改正・R45年4月施行 左記以外中改正・R46年4月施行 左記以外中改正・R47年4月施行 左記以外中改正・R48年4月施行 左記以外中改正・R49年4月施行 左記以外中改正・R50年4月施行 左記以外中改正・R51年4月施行 左記以外中改正・R52年4月施行 左記以外中改正・R53年4月施行 左記以外中改正・R54年4月施行 左記以外中改正・R55年4月施行 左記以外中改正・R56年4月施行 左記以外中改正・R57年4月施行 左記以外中改正・R58年4月施行 左記以外中改正・R59年4月施行 左記以外中改正・R60年4月施行 左記以外中改正・R61年4月施行 左記以外中改正・R62年4月施行 左記以外中改正・R63年4月施行 左記以外中改正・R64年4月施行 左記以外中改正・R65年4月施行 左記以外中改正・R66年4月施行 左記以外中改正・R67年4月施行 左記以外中改正・R68年4月施行 左記以外中改正・R69年4月施行 左記以外中改正・R70年4月施行 左記以外中改正・R71年4月施行 左記以外中改正・R72年4月施行 左記以外中改正・R73年4月施行 左記以外中改正・R74年4月施行 左記以外中改正・R75年4月施行 左記以外中改正・R76年4月施行 左記以外中改正・R77年4月施行 左記以外中改正・R78年4月施行 左記以外中改正・R79年4月施行 左記以外中改正・R80年4月施行 左記以外中改正・R81年4月施行 左記以外中改正・R82年4月施行 左記以外中改正・R83年4月施行 左記以外中改正・R84年4月施行 左記以外中改正・R85年4月施行 左記以外中改正・R86年4月施行 左記以外中改正・R87年4月施行 左記以外中改正・R88年4月施行 左記以外中改正・R89年4月施行 左記以外中改正・R90年4月施行 左記以外中改正・R91年4月施行 左記以外中改正・R92年4月施行 左記以外中改正・R93年4月施行 左記以外中改正・R94年4月施行 左記以外中改正・R95年4月施行 左記以外中改正・R96年4月施行 左記以外中改正・R97年4月施行 左記以外中改正・R98年4月施行 左記以外中改正・R99年4月施行 左記以外中改正・R100年4月施行	健康有害性のカテゴリーで区分2以下 又は物理化学的危険性の区分1 に分類された約700物質を義務対象に追加 予定。	健康有害性のカテゴリーで区分2以下 又は物理化学的危険性の区分1 に分類された約850物質を義務対象に追加 予定。

リスクアセスメント結果に基づきばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される濃度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物質にばく露される濃度を最小限度にすることが義務付けられます。
 さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。



ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します



リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます

また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こす化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかかな物質：業務
※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかかなもの以外の物質：努力義務

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- ・ 通知事項に「想定される用途」・成分の含有量は、原則「（5年以内ごとに1回）に確認・及び当該用途における使用」として、重量%の記載が更新することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で用容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。
✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合

電子メールや二次元コード等のSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】
化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づきばく露低減措置

雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前
一部の業種は除外

改正後
全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	期間	チェック
化学物質管理体系の見直し	労働安全衛生法第9条	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	施行期日	③ ※令和7年度以降は、労働安全衛生法第9条の2に準拠する。
	労働安全衛生法第577条の2	リスクアセスメント対象物質	施行期日	②
	労働安全衛生法第577条の3	リスクアセスメント対象物質に関する事業者の義務	施行期日	③
	労働安全衛生法第594条の2	皮膚等障害性化学物質等への直接接触の防止	施行期日	②、③
	労働安全衛生法第594条の3	衛生委員会の付議事項	施行期日	②
	労働安全衛生法第597条の2	がん等の把握強化	施行期日	③
	労働安全衛生法第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	施行期日	②
	労働安全衛生法第34条の2の10	労働災害発生時の対応	施行期日	③
	労働安全衛生法第34条の2の11	健康診断等	施行期日	③
	労働安全衛生法第34条の2の12	健康診断等	施行期日	③
情報伝達の強化	労働安全衛生法第12条の5	化学物質管理者の選任	施行期日	③
	労働安全衛生法第12条の6	保護具着用管理責任者の選任	施行期日	③
	労働安全衛生法第35条	雇入れ時の教育	施行期日	③
	労働安全衛生法第35条の2	SDS通知方法の柔軟化	施行期日	①
	労働安全衛生法第35条の3	「人体に及ぼす作用」の記載・更新	施行期日	②
	労働安全衛生法第35条の4	SDS通知事項の追加等	施行期日	③
	労働安全衛生法第35条の5	別容器等での保管	施行期日	②
	労働安全衛生法第35条の6	個別規則の適用除外	施行期日	②
	労働安全衛生法第35条の7	作業環境測定結果の公表	施行期日	③
	労働安全衛生法第35条の8	特殊健康診断	施行期日	②

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
施行期日の①は、令和4年5月31日（施行期）
施行期日の②は、令和5年4月1日（施行期）
施行期日の③は、令和6年4月1日（施行期）



詳細はこちら